

はなみどり

「花緑出張サービス〈学校枠〉」を実施します

新しく花育に取り組む小学校を対象に、「花緑出張サービス(学校枠)」を実施します。

通常の「花緑出張サービス」では、講師料と講師の交通費を県が負担するところ、「花緑出張サービス(学校枠)」では、それに加え花材代も県が負担します。

＜事業実施期間＞

令和6年7月4日(木)～令和7年2月28日(金)



＜対象校＞

令和4、5年度に次のいずれも利用していない小学校、
特別支援学校(小学部)、義務教育学校(1年生～6年生)

①花緑出張サービス

②学校中花いっぱい大作戦

* 県ホームページで対象校を確認できます。

＜対象事業＞

- (1) 学校での花と緑に関する教育活動
- (2) 園芸教室
- (3) 緑化の相談、指導
- (4) 花と緑に関する体験教室
- (5) 花と緑に関する講演会
- (6) 花と緑に関する相談会
- (7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの

例えば…

- ・社会科で地域の特産品の勉強として、花に触れる機会をつくりたい
- ・園芸委員の活動で、花壇デザインのコツを教わりたい
- ・家の人に感謝を伝える活動として、プレゼント用のフラワーアレンジメント制作体験をやってみたい

＜県が負担する経費＞

対象経費	県の負担額	備考
講師料	現地開催:1時間につき3,000円 リモート開催:1時間につき6,000円	1回当たり3時間まで
交通費	現地開催:県の旅費規程による額 リモート開催:お支払いしません	
花材費	・開催に必要な花材費用等を支給 ・上限9万円まで	・花材は原則静岡県産のものを使用してください。 ・上限の9万円を超える場合は、県農芸振興課に相談してください。

👉 **ご利用の手順は裏面へ**

ふじのくに花の都しずおかアドバイザーとは

- ・県では、花や緑に関する公に認められた資格を持つ方、その他花や緑に関する知識のある方をアドバイザーとして登録し、県民のみなさまの花や緑に関する活動への支援を行っています(令和6年6月現在 103人)。
- ・本出張サービスのほか、各種相談に対応しておりますので、個別にアドバイザーへご相談ください。

静岡県公式ホームページをご覧ください

花緑出張サービスに関する情報を公開中!

- ・令和6年度ふじのくに花の都しずおかアドバイザーの名簿
- ・〈学校枠〉対象校一覧
- ・申請書、報告書様式(ダウンロードできます)

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040858/1027364.html>



花緑出張サービス〈学校枠〉の利用手順

➤ 申込み前に必ずお読みください。

① 申込み（申請者→県）

- ・「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」名簿から派遣を希望する講師を選び、講師へ直接相談の上、講座等の実施日や内容を決めてください。
- ・講座実施日の**3**週間前までに、「花緑出張サービス〈学校枠〉申請書」を県農芸振興課宛てにメールで提出してください。メールの件名を「花緑出張サービス〈学校枠〉の申込み」としてください。
- ・同一小学校からの申請は1回までです。2回目以降は、通常の「花緑出張サービス」を御利用ください。

② 花材費見積書・口座振替通知登録申出書の提出（花材調達先→県）

- ・講座実施日の**3**週間前までに、花材費の見積書を花材調達先（生花店等）から農芸振興課宛に提出してもらいます。
- ・初めて県から支払いを受ける場合は口座振替通知登録申出書を提出して下さい(HPに様式掲載)。県から支払いを受けたことがあるか分からない場合はお気軽に下記問い合わせ先にご連絡下さい。

*見積書の宛名は「静岡県知事」としてください。

*「〇月〇日〇〇小学校 花緑出張サービス〈学校枠〉実施分」花材代」と見積書の件名等に記載してください。

③ 決定（県→申請者・講師）

- ・派遣が決定したら、農芸振興課から申請者と講師へ**決定通知**と**報告書様式**をお送りします。

④ 講座等の実施

- ・決定通知の内容を確認の上で、計画した内容どおりに、実施してください。
異なる内容で実施した場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。
- ・講師代は、決定通知に記載した時間数で支払います。
- ・決定後にやむを得ず内容を変更したい場合は、実施1週間前までに変更事項を記載した申請書を再提出してください。

⑤ 花材費納品書・請求書の提出（花材費調達先→県）

- ・花材費の納品書・請求書を花材調達先（生花店等）から農芸振興課宛に提出してもらいます（宛名、件名等は見積書と同様）。

⑥ 報告（申請者・講師→県）

- ・申請者は講座実施当日に、必要花材が納品されたことを別紙様式にて農芸振興課御連絡に下さい。
- ・申請者は「花緑出張サービス〈学校枠〉実施報告書」を、講師は「花緑出張サービス講師派遣報告書」を作成し、申請者は、これらをまとめて、実施後7日以内（必着）に、県農芸振興課に提出してください。添付写真の確認のため、メール又は郵送で御提出下さい。報告書は、決定通知の内容どおりに記載してください。
- ・報告書の提出が遅れた場合、講師への講師料・交通費のお支払いはできません。

申込み、問い合わせ先

静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 花き振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL:054-221-2679 FAX:054-221-1351 E-mail:nogei@pref.shizuoka.lg.jp